

法務省政策評価有識者会議（第76回）議事録

1. 日 時

令和7年6月19日（木）13:57～15:37

2. 場 所

法務省20階第一会議室

3. 出席者

<政策評価有識者会議構成員>

朝 日 ちさと	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授
石 谷 匡 希	株式会社いしたに製作所代表取締役
井 上 東	公認会計士
(座長)小 川 恵 司	弁護士
堀 田 聰 子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授
宮 園 久 栄	東洋学園大学人間科学部特任教授
横 田 響 子	株式会社コラボラボ代表取締役

<法務省出席者>

法務事務次官	川 原 隆 司
官房参事官（予算担当）	白 鳥 智 彦
大臣官房秘書課付	満 田 悟
大臣官房人事課付	菅 原 健 志
E B P Mアドバイザー	田 原 英 典
E B P Mアドバイザー	菅 章
刑事局総務課企画調査室長	松 枝 正 宣
刑事局総務課企画調査室企画調査第一係長	堀 友 美
刑事局総務課企画調査室企画調査第一係員	五十嵐 祐 稀
官房参事官（訟務担当）	浅 海 俊 介
官房参事官（訟務担当）	渡 邊 哲
訟務局訟務企画課訟務広報官	長 尾 裕 二
訟務局訟務企画課補佐官	陶 山 敦 司
訟務局訟務支援課補佐官	佐 藤 拓 夢
訟務局訟務企画課法務専門官	玉 寄 江 梨子
訟務局訟務企画課訟務広報係長	新 谷 英 斗

<事務局>

大臣官房秘書課政策立案・情報管理室長	佐 藤 浩 朗
大臣官房秘書課法務専門官（政策立案連絡調整・政策評価担当）	城 暁 仁

#### 4. 議 題

令和7年度法務省事後評価実施結果報告書（案）

#### 5. 配布資料

資料1—1：【刑事局】政策評価書（案）

資料1—2：【訟務局】政策評価書（案）

参考資料1：法務省政策評価に関する基本計画

参考資料2：令和7年度法務省事後評価の実施に関する計画

#### 6. 議 事

○事務局 お時間少し早いのですが、皆様そろいましたので、これより第76回法務省政策評価有識者会議を開催いたします。

初めに、川原法務事務次官から御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○川原法務事務次官 法務事務次官の川原でございます。着席のまま挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては御多忙のところ、第76回法務省政策評価有識者会議に御出席いただき誠にありがとうございます。

当省におきましては、政策の進捗状況や効果を適切に把握するため、令和5年度からデータ利活用や分析に関する専門的知見を有する民間専門家をEBPMアドバイザーとして採用し、客観的な政策効果の分析に資する助言を受けるなどEBPMの実践と定着を図っております。政策評価書（案）の作成に当たっても、こうした取組の成果を活用しております。

本日は、この政策評価書（案）について多角的な観点から委員の皆様のお意見を伺うこととしており、当省の政策の改善に向けた忌憚のない御意見をいただきたいと存じます。

最後に、今後とも法務行政につきまして一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

○事務局 ありがとうございました。

川原法務事務次官は公務のため、ここで退席いたします。

続きまして、委員の御紹介をさせていただきます。本日は7名の委員に御出席をいただいておりますので、五十音順で御紹介させていただきます。

朝日ちさと委員です。

○朝日委員 朝日です。すみません、本日はオンラインで失礼いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

石谷匡希委員です。

○石谷委員 よろしくお願いたします。

○事務局 井上東委員です。

○井上委員 井上です。よろしくお願いいたします。

○事務局 小川恵司委員です。

○小川委員 小川です。よろしくお願いいたします。

○事務局 堀田聰子委員です。

○堀田委員 堀田です。お願いいたします。

○事務局 宮園久栄委員です。

○宮園委員 宮園でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 横田響子委員です。

○横田委員 よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

なお、猪熊委員におかれましては本日、御都合により欠席となります。

続いて、座長を御紹介いたします。座長につきましては前回会議に引き続き、小川委員にお願いさせていただきます。

それでは、小川座長、以後の御進行のほど、よろしくお願いいたします。

○小川座長 小川です。よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。限られた時間ではありますが、皆様と改善につなげるための有意義な議論を進めてまいりたいと考えておりますので、御協力よろしくお願い申し上げます。

なお、オンラインで御参加の方に御連絡します。マイクはオフにさせていただき、発言を希望される場合は挙手ボタンでお知らせください。その後、指名されましたらマイクをオンにさせていただき御発言ください。カメラは終始オンにさせていただいて結構でございます。

それでは、令和7年度法務省事後評価実施結果報告書（案）、検察権行使を支える事務の適正な運営について、刑事局から説明をお願いします。

○松枝企画調査室長 法務省刑事局企画調査室長の松枝と申します。本日は、委員の皆様にご貴重なお時間を賜りまして誠にありがとうございます。また、平素から法務行政に対しまして様々な観点から有益な御示唆・御指導を賜っておりますこと、この場を借りまして重ねて御礼を申し上げます。

まず、法務省刑事局は、令和7年度法務省政策評価に当たり、デジタル・フォレンジック、いわゆるDFといわれているものですが、そのデジタル・フォレンジックに関する研修を取り上げました。

お手元の資料4枚目のスライドを御覧ください。今般の社会情勢を見ますと、情報通信技術の進展は目覚ましいものがございます。それに伴いまして犯罪というものも複雑化・多様化を極めております。それに的確に対応するという観点から、検察庁職員全体で取り組んでいるものとしてデジタル・フォレンジックというものがございます。これは、情報通信機器に記録された情報をそのまま抽出をして分析をし、必要な証拠を得ていくという作業です。今回の発表では様々な観点からデジタル・フォレンジック研修に係る効果を分析し、課題を抽出して、そしてその課題に対してどのように対応していくかという点について、一定の方向性を見いだしたいと思っておりますので、その点について御説明をさせていただきます。

それでは、背景的なところから簡単に御説明をさせていただきます。お手元の資料6枚目のスライドを御覧ください。まず前提として、冒頭でも申し上げましたが、情報通信技術の進展に目覚ましいものがあるというのが前提条件として挙げられます。スマートフォン・パソコンの使用というものは当たり前の時代になりました。これは我々にとってもそうですが、犯罪が生起する場面においても同様です。また、特殊詐欺といった多数の共犯者が組織的に敢行する犯罪が増えているという背景もあります。さらには、企業をランサムウェアで攻撃して身代金を要求したり、海外のペーパーカンパニーを悪用したりといった、いわゆるサイ

バー犯罪といわれるようなものも隆起をしています。

そういった状況に検察としての的確に対応する観点から、令和3年4月に、J P E Cと呼ばれる先端犯罪検察ユニットを立ち上げました。そして、東京・大阪のDFセンターをJ P E Cに組み込み、ことDFに関する有益な情報を集約し、全国にフィードバックをしていくといった体制を整えました。

スライド7枚目を御覧ください。こうした中で検察庁職員全体で力を入れているのがデジタル・フォレンジックというものです。デジタル・フォレンジックとは、押収したデジタル機器、パソコン・スマートフォンに代表されるものですが、そういったものから適正な手続を経てデータを抽出し、それを分析することで犯罪立証に役立つ証拠を見つけるという手法です。

スライド8枚目を御覧ください。デジタル・フォレンジック研修とは、最終的には検察権行使の向上、そして安全・安心な社会を実現するというインパクトを目指したものです。具体的には、人・物・予算を集めて研修を実施し、その研修で得た成果を定着させ、それによって検察権の向上、すなわち適正・迅速な捜査処理を行うことを可能ならしめ、これをもって国民生活の安全・安心を守っていくというインパクトを目指したものです。

それでは、このDF研修について、その一端を御説明してまいります。スライド10枚目を御覧ください。まず、DF研修の目的は、検察権行使を支える事務を適正に運営することによって、検察活動が社会情勢の変化に即応して有効・適切に行われ、ひいては国民の安全・安心な社会を実現する、ことにあります。また、DF研修は、中級と上級に分けて実施しています。

DF研修の内容については、スライド11枚目を御覧ください。DF研修を中級と上級に分けて実施している理由は、研修目的がそれぞれ異なるからです。中級研修では、デジタル・フォレンジックに関する基礎的な知識を理解させ、そして基礎的な技能を習得させることを目的とし、上級研修は、より高度な知識を理解させ、より高度な技能を習得させることを目的としています。DF研修の規模といたしましては、中級研修は、30名の研修員による研修を3回実施していることから合計90名、上級研修についてはより高度な技能を習得させるということを目的としていることから、15名と人員を絞った形で実施しています。

スライド13枚目を御覧ください。令和4年度に研修体制を見直し、令和5年度から研修の回数や定員について変更しております。基礎的な知識・技能を習得させる中級研修につきましては、よりDFの知識を有する職員の裾野を拡大させていくという観点から、それまで30名の研修員による研修を2回実施し合計60名に対して行っていたものを1回回数を増やし、30名の研修員による研修を3回実施し、合計90名が直接、DF研修を受講できるような仕組みといたしました。他方で、上級研修ですが、こちらはより高度な技能をきちんと身につけさせるという観点から、それなりの知識・技能を有した職員を対象とする必要があるため、人数を絞り、令和5年度以降は15名の研修員に対して研修を実施しております。

このDF研修、上級・中級ともに、研修を了した研修員の理解度はそれなりに高いものがあります。スライド14枚目を御覧ください。まず中級研修に関して申し上げますと、理解度テストの平均値・中央値はともに高い点数が出ている状況にあります。上級研修におきましても、青色の枠である「これまでより高度なDF業務を遂行できるくらいに理解を深められた」と回答した研修員の数は、令和5年が1だったものが令和6年には6までに増加して

いることを見て取ることができます。そして、DF研修について研修員の声を聞きますと、こちらもおおむね好評でして、やはり中級・上級ともに非常に有意義なものであったという声が寄せられております。他方で、より研修の中身を充実させていくべきではないかという観点から、もっと実機を操作したいといった要望や、保全・解析により多くの時間を割いてもらいたいという要望も聞かれております。

さて、ここからは、このDF研修について、どういったところに課題があるか、その課題を踏まえてどういう方策を打ち出していくべきかという観点から、我々が令和7年以降に行った調査について御説明いたします。調査は二つに分けて研修を受ける側である研修修了者に対するアンケート調査と、研修の実施主体であるJPECの職員へのヒアリング調査を行いました。

その結果を御説明をさせていただきます。スライド19枚目を御覧ください。まず中級・上級研修の研修者の属性ですが、研修者は基本的に20代・30代の職員が多く見られました。また、研修員の研修前の実務経験については、特に中級研修の場合には、実務経験がないという研修員も多く見られました。

その方々に、研修内容が業務に役に立っているかという観点からの回答結果を示したのが次のスライドです。スライド20枚目を御覧ください。「役に立った」などという回答が6割以上を占めており、研修内容自体は有益なものと評価されております。

スライド21枚目を御覧ください。この研修については、研修員自身の能力の向上又は検察の組織としての検察権行使の向上に、それぞれ有意義な形でつながっているという回答が9割以上を占めているということですので、おおむね好意的に受け止められているということをお理解をいただけるかと思えます。

他方で、スライド22枚目を御覧くださいと、課題もやはり見えてまいります。課題の一つ目が、研修で得た知識をどの程度維持できているかという観点です。中級・上級ともに半数以上が維持できているという回答にはなっていますが、これを翻って見ますと、その残りの研修員については知識の維持が難しいという現状にあることが課題として見えてまいりました。

スライド23枚目を御覧ください。研修後のフォローアップの必要性についてですが、これに関しても中級・上級ともに回答が分かれており、フォローアップが必要であると「感じたことはない」、あるいは「あまり感じたことはない」と回答した研修員の合計は、大体30%前後にとどまっており、残りの研修員については、「どちらともいえない」、「ある程度感じた」、あるいは「必要だと感じた」と回答されており、フォローアップの必要性を訴える研修員がそれなりにいることも課題として見えてまいりました。

さらに、スライドを24枚目を御覧ください。DF研修で得た成果を自分の所属庁に周知・共有しているかという観点からの課題です。これについても、研修員の半数が周知・共有をしていると回答しておりますが、翻って見れば、残りの半数の研修員については周知・共有ができていない、あるいは不十分だということの裏返しともいえ、そういったところも一つの課題として見えてまいりました。

ここまでが研修員に対するアンケート結果についての御説明でしたが、次は研修を実施するJPECの職員に対して行ったヒアリング調査について御説明いたします。スライド25枚目を御覧ください。研修の実施主体であるJPECとしては、ハンズオンも含めた実機の

研修を行うデジタル・フォレンジック研修への参加が非常に重要であると考える一方で、検察職員全体のDF能力向上のためには、DF研修だけに頼るのではなく、このスライドの下部に書いているとおり、研修を修了した研修員自らが、その研修で得た成果を所属庁に持ち帰り、所属庁において研修内容を周知する、あるいは指導・助言・相談に当たるといった体制を構築していくことが必要ではないかという観点から御示唆をいただきました。

このように、研修を受ける側、研修を実施する側、両方からのヒアリング調査とアンケート調査を踏まえて浮かび上がった課題を整理したものがスライド27枚目です。。まず、課題としては、三つ挙げられます。一つ目は、研修の中身をさらに充実化させるべきであるという観点です。ICTの進展に伴い知識・技能を随時アップデートしていく必要がありますので、その最新の知識・技能に関する内容が研修に反映されるようにしていくべきであるという観点からの課題です。

次に2点目の課題といたしましては、検察職員全体のDF能力向上のためには、DF研修、つまり中央で行うハンズオン研修以外の方策を模索していくべきではないかという観点からの課題です。

さらに、3点目の課題といたしましては、アンケート結果等にもありましたが、中央で得たDF研修の効果をどのように維持させ、どのように向上させていくかという観点からの課題です。

それぞれの課題への対応策としては、DF研修の内容について、最先端の技術を取り入れつつ、研修の講師となるべき人材を育成し、さらに研修内容の充実化を図っていくことが必要となってまいります。

また、検察職員全体のDF能力向上に資するためのDF研修以外の方策といたしましては、DF研修を通じて、DFのエキスパートを養成し、そのエキスパートが所属庁でそれぞれDFの知識・技能を周知・共有し、あるいは指導・相談に乗るといった体制を構築することも必要であろうと考えられます。

さらに、DF研修修了後のフォローアップについては、随時中央から情報提供を行いつつ、エキスパートによる側面支援も行っていくことも必要であろうと考えております。

これらの対応策を踏まえ、我々法務検察としての今後の方向性として、循環モデルを構築してまいりたいと考えており、そのことについて、最後のスライドで御説明いたします。まず、1段階目として、若年世代から段階的・計画的に受講できる研修プログラムを構築する、そして、そのプログラムの中に最先端の技術・知識を取り入れていくことによって、中央で行うハンズオン研修であるDF研修を充実化させます。

そして、2段階目として、DF研修で必要な知識・技能を習得した研修員をエキスパートと認定し、エキスパートがその所属庁において指導・助言・相談に当たるといった体制を構築していく。

さらに、3段階目として、研修後のフォローアップとして中央から最新の情報を随時提供をしつつ、現場で足りないものがあつた場合には、所属庁のエキスパートによる側面支援が受けられるような体制の構築を進めていく。

こういった活動を続けることにより、4段階目として、若年世代から検察職員全体のDF知識のボトムアップ、底上げを図り、将来のエキスパート予備軍の養成につなげていく。

そして、DF知識の底上げが図られた環境で育った職員が循環モデルの2巡目に入ってい

き中央のDF研修を受講した場合は、さらに高い研修効果を享受することができると考えられます。

このように、立体感を持った循環モデルを構築することによって、検察職員のDF知識・技術の全体的な底上げをし、ひいては最終的なインパクトである国民生活の安全・安心の確保につなげてまいりたいと考えている次第です。

刑事局からの御説明は以上です。

○小川座長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。御意見、御質問のある委員は挙手をお願いします。

井上委員、お願いします。

○井上委員 御説明ありがとうございます。全体的な感想から申し上げたいと思います。先ほど次官もおっしゃられていたEBPMとPDCAサイクル、そういったものが回っているかどうかという観点で聞かせていただいたんですけども、私はその両方とも意識されているというふうに思いました。細かいところはメンテナンスをしなければいけないと思いますが、大きな枠組み、方向性としては、ご説明いただいた方向でいいのではないかとこのように思います。大枠の話としては、おおよそできているというのが私の感想です。

小さい話で3点ほど質問したいんですけども、フィードバックに関する質問なんですけど、15ページに上級研修を受けられた方の感想があります。一番下のところに、最初30人の参加人数だったのが15人に減ってしまったことが影響していると思うんですけども、「参加人数が絞られているのが残念」と書かれています。説明の中では特にそこに関しては触れられなかったの、そのあたりの御事情をお聞かせいただきたいと思います。こういった大勢でやりたいという意見もありますし、この研修はこれからどんどん増やしていく方向ではなかろうかというふうにも思いますので、その辺の御回答をいただきたいというのが一点目です。

二点目ですけれども、これは前回も出た議論なんですけど、どんな世界でも社会が複雑化していくと専門性が必要になってくると思います。お医者さんにしても、弁護士さんにしても、私は会計士なんですけれども、会計の世界でも昔は何でも屋みたいな世界だったんですけども、今はとてもそういうわけにはいなくて、細分化されてきています。会計士といえども、企業の会計は分かるが、例えば学校法人の会計は得意ではないといったように段々専門化が進んでくるんですね。デジタル・フォレンジックも同じような流れで、やはり一つの専門分野になってくると思います。それを省内でどういう形で、例えば人事評価だとか省内資格、例えばお医者さんなんかでも専門医という肩書きで専門性を肩書きとしてつけるような方向性があると思うんですけども、そういったことは考えられていないのかという質問です。これは前にも議論になったところなんですけど、説明になかったの、念のためそのあたりの検討の様子をお聞かせいただきたいというのが二点目です。

三点目は、28ページの循環モデルについてです。これはまさにPDCAをうまく回すためのポイントなので、質問ということではないんですけども、しっかり回していただいて、よりよい研修につなげていただければありがたいと思います。

まとめますと、具体的には質問は二点です。最初の二点だけ質問させていただきます。

○宮園委員 すみません、ちょっと今に関連して、質問させていただいてよろしいでしょうか。人数の根拠について教えていただきたいです。犯罪件数等から導かれたものなものでしょ

うか。また、なぜボトムを広げて上級者を減らす形にしたほうが良いということになったのかとか、併せて教えていただけますでしょうか。

○松枝企画調査室長 両委員から貴重な御示唆をいただきまして、本当にありがとうございます。二つまとめて御回答させていただきます。まず、研修人数についてですが、中級研修につきましては、説明の中でも触れましたとおり、令和4年の見直しによって、令和5年から研修人数を60名から90名に増員しました。これは、もとより中級といいますのは、基礎的な技能・基礎的な知識を身につけさせることを目的とする研修ですので、なるべく多くの職員に受講させたいという方向性が根幹にありました。したがって、研修人数は拡大する方向と考えておりましたが、他方で、研修を実施するに当たりましては、人的・物的コストが必要となることに加え、研修員を送り出す所属庁からしますと、その職員が一定期間現場から離れるということを意味します。したがって、まずは第一歩として、中級研修の実施回数を1回増やすこととした次第です。もとより、我々が目指す方向性からしますと、これで足りていると思っているわけではありませんが、今ある人的・物的資源からしますと、最大限実施しているのがこの3組の枠です。以上が中級研修の実施回数を増やしたところのお答えとなります。

上級研修の研修人数を絞った理由についてですが、これは確かに見方によっては検察職員全体のDF能力という目的からは逆行しているように見えるところがあるかと思っております。実は、詳しいところをつまびらかにお答えするのが難しいところもありますが、上級研修を30人規模で行っていくには、なかなか難しい側面がありました。といいますのは、上級研修になりますと、研修で使用する実機の機種やその操作方法も含めて、かなり高度な研修内容となる一方、研修員30人で一緒にそのステップを踏んでいく必要がありますので、仮に研修内容についてこられない研修員がいた場合は、そちらにレベルを合わせて研修を行わざるを得ないという事態となります。そうすると、もともと上級研修のレベルでは100まで行こうと思っていたところ、研修員全体で歩調を合わせて研修を実施したときには100まで到達し切れないという状況にあったこともありました。したがって、15人規模で行うのが一番均一なレベルで上級研修の実施が可能になると考え、現状では少し人数を絞っているところです。

他方で、こちらもずっと今後15人で回していくかといいますと、そこは不断の見直しが必要かと思っております。循環モデルがうまく回っていき、レベルアップがどんどん進んでいきますと、上級研修を受ける素養を身につけた職員が増えてくるかと思っておりますので、そういった場合には、上級のコースの研修人数を拡大するという道も開かれてくるのかと思っております。以上が、上級研修の研修人数を減らしたところのお答えです。

もう一つ、専門性について井上先生から御示唆を賜りました。専門性を確保していくというのは非常に大切な視点だと思っております。現状行っている取組としましては、政策評価書の中でも御説明いたしましたが、DF研修を修了した研修員をエキスパートという形で認定をして、これを対外的、または所属庁の中において明らかにすることで、そのエキスパートがしかるべく所属庁の職員に対して指導・助言をする、あるいはそのエキスパートに相談を求められるという体制を構築する取組を進めております。

あと、エキスパートの認定とはまた別でございますけれども、大阪と東京にDFセンターがあるという話を冒頭で御説明をさせていただきました。それに加えて、最高検察庁にはJ

PECという組織がございます。

これらには、上級研修の履修者も含めて専門的な知識・技能を持った職員を配置をしており、そこが一つのハブとなって、DFに関する事柄はこれらの組織に相談すれば足りるという体制を構築し、捜査公判に当たっております。

したがいまして、これらに配属される職員は、私が人事評価のことまで申し上げる立場にはありませんが、DFの知識・経験を有しているとして、それなりの人事的な評価を受けているということになるかと思っております。雑ぱくではございますが、御質問に御回答させていただきます。

○小川座長 よろしいでしょうか。

堀田委員、よろしくお願ひします。

○堀田委員 ありがとうございます。全体としては研修、評価しながら最終的にはこの循環モデル、屋根瓦方式というか、に落ち着いていらっしゃるというのは、とても意味があることだなと思ひました。

その上で、2点ですけれども、今の直前のお話に関連するところでは、恐らくこれからやっていかれようとしているのだろうなというふうに思ひますが、11ページのところで、中級編でも5日間でトータル33時間ということだと思ひんですが、より、もっとさらなる入門編を幅広く、入門、初級、中級、上級みたいな、どのようにリソースを振り分けていくと効率的に幅広くというところに行き着くのかというのは、いろいろなパターンが本来考え得るところでしょうし、エキスパートと称されている方を省内に配置するのか、その場合にどこに置くのか、あるいは超専門性が高ければ、もしかしたら外の方というほうがいいのかも思ひれないので、そういったような、どのようなリソース配分が最終的にはこの省内の継続的にキャパシティを上げていくということになるのかということの観点での評価も今後、必要かなというふうに思ひました。

それから、もう一つなんですけれども、ロジックモデル、8ページに置いてくださっていると思ひんですが、一般的にこういった研修の評価をしていこうというときには、まず、ここでは技能となっているのは、知識とかスキルとかが向上したのかというところが直後に取れるもので、そして、それが実務の中で発揮されているか、結果として組織にどういふ影響があったかという3段階で、ここでも何となく初期アウトカムからインパクトというのがそのようなレイヤーに整理されていると思ひんですけれども、直後の知識、スキル、技能が身についたと思ひるか、向上したと思ひか、研修を受講した本人でいいと思ひんですけれども、実務の中で発揮されているかとか、組織にどういふインパクトがあるか、ここでいうと最終アウトカムとかインパクトのところについて、現状では、後半のところでお紹介くださった、21ページのところですかね、捜査能力の向上につながったかということ、それから、組織として検察権行使の向上につながっていると思ひかということをお研修受講者に回答していただいていると思ひんですが、これはもしかすると、例えば上の力の発揮であれば、同僚とか上司が評価したほうがいいか思ひれないですし、それから、下のほうの検察権行使の向上につながっていると思ひかというのは、最後の循環モデルの検察庁の捜査公判能力の向上というところにもほぼつながるんだと思ひんですけれども、これを果たして研修を受講した人だけの主観でやってよいのか、きつともっと違う評価があるんだと思ひんですけれども、8ページでいいますと迅速・適正な捜査処理であるとか、安全・安心な社会まで行くと大き

過ぎると思うんですけども、もうちょっと何らか客観的な指標をもって評価するという  
ことも組み合わせられていいのかなと思いますし、もし既に組み合わせられているようであれば、  
教えていただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

○小川座長 説明者のほうから回答をお願いします。

○松枝企画調査室長 堀田先生から貴重な御示唆をいただきまして、誠にありがとうございます。  
重ねて御礼申し上げます。まず、入門編も含めて、様々な組合せがあっているのではない  
かという御示唆は、まさに御指摘のとおりであろうと思います。今はリソースあるいは予  
算等の観点から中級・上級という2段階で研修を実施しておりますけれども、現状でも不断  
にDF研修の在り方について見直しは行っており、例えば堀田先生がおっしゃったとおり、  
初級編あるいは入門編みたいなものを置くという観点も必要なのではないかとこの視点でも  
検討しているところです。

我々が究極的に目指すべきところは、ICTの進展に伴って検察職員それぞれが基本的な  
素養としてDF技術を等しく持っている状態だろうと思っております。そういったところ  
に行き着くまでに、しばらくは循環モデルをうまく回していくことが必要となってまいり  
ますが、目指すべきところに向けてこれからも不断にDF研修について見直しを行ってまい  
りたいと考えております。

また、確かに、現状は、全ての職員が基本的な素養としてDF技術を備えた状態で捜査公  
判に携わっている状況にあるかということ、まだそこには行き着いていないのだろうと思  
っています。今後、この循環モデルをうまく回していく過程において、検察職員のうちDF技  
術を持つ職員の裾野がある程度広がっていった暁には、堀田先生がおっしゃられたよう  
な、DF研修の受講生に限ることなく調査を行った上で、今どの程度までDF人材の裾野が  
広がりを見せているのかという状況を把握する必要があるということは、将来的な課題と  
してきちんと考えていかないといけないと、我々自身も自覚しているところです。貴  
重な御示唆をいただきまして、本当にありがとうございます。

○小川座長 ありがとうございます。

朝日委員のほうから手が挙がっておりますので、朝日委員、よろしくをお願いします。

○朝日委員 ありがとうございます。御説明もよく分かりました。3点なんです  
が、一つは情報の取り方で、今回アンケートとインタビューということで双方から、  
アンケートとはいっても質的な情報を取っていただいて、改善につながるもの  
になっているなというふうに感じました。一方、こういうアンケートとか  
インタビューしたときに、その文脈といいますか、得られる情報の質は、  
どういうタイミングで誰が聞いているのかみたいな枠組み、聞くやり  
方の枠組みのところ意外に重要だったりするかなと思うんですよね。きちん  
とやりたいことが言えているとか、伝わっているとか、あるいは情報の質  
として、いいものになるかどうか。そういう意味で言うと、このアンケート  
とかインタビューというのがどういう文脈で、誰がどのように取ったのか  
というところの情報が必要かなというふうに思ったところです。そこは、  
もしあればお聞きしたいのが1点目です。

それから2点目は、この内容の中で、共有や研修を持ち帰って展開して  
いったかどうか、共有したかどうかというものがあったかと思うんです。  
これは結構、見ていると、研修を実施したとかいうものまであれば、  
この資料を置いておいたというようなのもあって、割と幅

があるので、このロジックモデルの中の周知、共有というあたりがどのくらいの努力義務とか、そういう文脈の中でやったものなのかというのがお聞きしたかったところの2点目です。

3点目は、意見になるかと思うんですが、最後の循環モデルのところですか。お聞きしていると、かなり日々技術的にも変わってくるような難しい専門性だと思ひまして、こういったPDC Aだったり循環タイプのものというのは割とそのあたりに弱いというところがあるかと思うんですよね。こういった技術に追いつくようなものに関しては結構、プラットフォームみたいなものを作って、いつでも復習ができたりとか、新しい情報が得られたり、実務上のQ&Aみたいなものが共有できたりという形で、自発的なフォローアップができるようなプラットフォームみたいなものがあると有効だという形があるかと思うんですよね。こういったかなり統制の利いたきちんとした情報を研修として回していくというのが基本にあつた上で、記憶が薄れるとか、業務を離れてしまつていて戻るときに復習をしたいとか、そういった自発的なフォローアップをサポートするような、あるいは新しい情報の共有というようなやり方と並行してやるというようなものが増えているかと思ひます。大学でも、システムが大きく変わるとそういうプラットフォームができて、ここでフォローしてくださいとか、専門性の高さというところで、研修のほかにもそういうものがあるのかなと思つたところですか。

以上です。

○小川座長 説明者のほうで回答をお願いします。

○松枝企画調査室長 朝日先生、貴重な御示唆をいただきまして、本当にありがとうございます。

まず、一つ目の情報の取り方ですが、今回の令和7年以降に行いました研修員に対するアンケート調査、それからJPEC職員に対するヒアリング調査は、いずれも法務省刑事局において行ったものです。それが自由に発言ができる枠組みだったかどうかと問われますと、なかなか実施主体である我々から言うのはおこがましいところではありますけれども、アンケート調査対象の研修員にお伝えをしておりましたのは、何か課題があるのであれば、きちんとそれを把握してより良いものにしていきたいという観点から、とにかく忌たんのない意見をお寄せいただきたいということをお願いしつつ、アンケート調査をいたしました。JPEC職員に対するヒアリングも同様です。

2点目が共有の方法については、朝日先生からまさに御指摘いただいたとおり、共有の方法にはかなり濃淡がありまして、積極的に所属庁において自らが講師となって研修を行ったかあるいは所属庁に配備されている実機を用いてその操作の方法を紹介した研修員もいれば、DF研修で配布された資料の共有のみにとどまっているという研修員もいました。

こういったところを側面的に支援するために、また、検察庁で捜査・公判に携わる各検察官・検察事務官が必要な知識・技能を得るために、プラットフォームを整備しておりまして、そこにJPECないしDFセンターが得た最新の知見・知識・技能をQ&Aのような形あるいは解説のような形で、こういう問題に接した場合にはこういうような手続を踏めば一定の解決が得られるのではないかなというような情報を随時掲載をして、最新情報のアップデートを図っているところですか。

そのプラットフォームにつきましては、捜査公判部門の職員であれば誰でもアクセスが可

能な状況になっておりますので、そこから最新の知見を随時得られるような仕組みを構築をしております。

雑ぱくではございますが、回答とさせていただきます。

○小川座長 ありがとうございます。

石谷委員のほうから手が挙がっておりましたので、石谷委員、お願いします。

○石谷委員 プログラムの内容の云々に関しては皆さんからたくさん御質問があったので、あれなんですけれども、それから、やはり令和3年から6年度までというところで致し方ない部分はあるんですが、ただ、内容がどうしてもサイバー犯罪、ICT、ネット詐欺というような言葉が入っていると、AIのえの字も入っていないのはさすがにまずいだろうなど。実施については今後になるのかもしれないですが、要は検討事項としてAIをどう使っていくのかというのは議論としてやはり入っていないと、さらに来年ということになってしまう。なぜかという、やはり今年度に入ってからAI環境の変化がすさまじくて、正直、週単位で変化をしているぐらいの状況です。

なぜこれが問題なのかという、1点は、要はネット詐欺とかの手法、インターネットの歴史を振り返ると、技術の黎明期こそ使われるんですね、なぜなら対策がしにくいからです。技術が知られていないので、誰も対策法を知らないから、やる。技術が広まった頃には、そういった技術を使っていた人たちは次の技術に行くということが簡単に行ってしまう。それから、今まではどうしてもプログラムの技能性がないとできなかったことが、AIを使うとそれが簡単にできてしまう、モラルがなければそれを実行に移してしまうという状況が、去年の年末を境にして本当にならんと変わってしまいました。というのがAIを考えなければいけない方向で、もう1点が、研修そのものに実はAIが利くということなんですよ。

これはもう私も大学で教えてもいますし、いろいろなところで聞く話なんですけれども、初心者ほど質問が分からない、質問しにくい、何か遠慮をしてしまう、こんなことを聞いたら恥ではないか、相手がAIだと聞けるというのは本当に数限りなく聞いている話で、初学者ほど実はAIをちゃんと使う。なおかつ、AIを与えて自分で勉強しておきなさいということではなくて、既に実施されている内容と、そのベースがあるところでAIを使うので、これは明らかにAIの言っていることはおかしいなみたいな判断も、普通の職員の皆さんよりは当然しやすいし、こんな感じだったよみたいなこと、AIを使ったけれどもこんなものだったよとか、こんなにすごかったよみたいなことの共有も当然、皆さんが集まれる場があるのであれば、共有されやすいと思うんですね。なので、やはり検討事項としては入れていただく。

これが最後なんですけれども、これが非常にAIに関する問題を非常に分かりにくくしている問題なんですけれども、これまでのインターネットツールってほとんどの場合、無料であることと有料であることに本質的な差がなかったんです。例えば、広告が出なくなるとか、よりたくさん使えるようになるみたいなことではあったんですけども、ことAI、特に高度なものに関しては、無料でしか使っていない人と、お金を払ってAIを使っている人の中でかなりの差があります。いわゆる有料でやっている人たちにおいては、もうそれこそ普通だったらソフト会社に頼むようなことを1日でやらせるようなレベルにまで、言わばAIを鍛え上げている人たちもいますし、無料でしか使っていないと、またAIに嘘つかれたよ、使えないじゃないかみたいな感じで、非常に天地の開きが出てしまっています。

なので、本当に例えばこういう研修のようなものでA Iを交えたときには、必ず有料のもの、ちゃんと使えるA Iを使わないと、使っただけ無駄になるということにはなり得る。それは仕組みとして、どんな仕組みになるかというのは私もぼつとは思いつかないですけれども、例えば機材の問題みたいな話も今日の議論で出ていますけれども、端末を制限するのかというところも、いろいろやりようあると思うんですけれども、無料で適度に登録して適度に試して、使えませんかというふうに判断されてしまうのは非常に危ないので、それが実はこの半年で本当に大きく変わったところです。なので、それは利用者はさらに上を行っているので、すぐにできないというのは理解はできるんですけれども、やはり検討事項として、今回のこの内容にA Iが一文字も入っていないというのは、ちょっとさすがにまずいのかなという、これはもう完全に私の所感です。

○小川座長 御意見ということで、ありがとうございます。よろしいですか。

○松枝企画調査室長 A I技術が飛躍的な速度で進化していることは、我々も重々に承知をしております。一つは犯罪が生起する局面でA Iがまさに悪用されるようなところでどう対応していくかという側面、もう一つは我々の職務にA Iを役立てることができないかという側面、その2点において、これは文字どおり不断に検討していかなければならないと思いますので、本当に貴重な御示唆だと受け止めました。ありがとうございます。

○小川座長 それでは、予定の時間がそろそろ来ます。私も聞きたかったんですけれども、一つだけ言うと、役に立ったかどうかというのは、これを使って処理した件数とか、やはりそれがこういうふうが増えていったんだと、税金を使ってやったかいがあったんだという一つの有力な証拠になるのかなと思いますので、そういうのも次の検証から入れていただければと思います。

それでは、刑事局におかれましては、本日皆さんから出された意見も参考に評価書や予算要求の内容を御検討いただき、改善につなげるようお願いいたします。

それでは、ありがとうございます。説明者は席の入れ替えをお願いします。

御準備のほう、よろしいでしょうか。

それでは、国の利害に関係ある争訟の適正・迅速な処理について、訟務局から説明をお願いいたします。

○長尾訟務広報官 訟務局訟務広報官の長尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私からは、タブレットにございます、訟務局の政策評価書、国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理について、御説明をさせていただきます。

始めに、スライドの4枚目を御覧ください。国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理につきまして、今回、裁判の迅速化、予防司法支援の充実、訴訟追行能力の向上の三つの柱で評価を実施しております。その成果と課題につきましては後ほど御説明をいたします。

6枚目を御覧ください。前提としまして、制度の概要について御説明したいと思います。国の利害に関係のある訴訟、典型的なものとしましては国家賠償請求訴訟などでございますが、この訴訟について、法務省の訟務組織は国を代表し、裁判所に対して国の立場から申立てや主張立証などを行います。訟務組織が一元的に訴訟対応を行い、法と証拠に基づく適正な解決を図ることで、国民全体の利益と個人の権利利益との正しい調和が図られ、法律による行政の原理が確保されることが期待されております。

次のスライド、7枚目を御覧ください。訴訟対応と並んで訟務組織が担う事務としまして、

予防司法支援があります。各行政機関が抱える将来法的紛争に発展するおそれのある法律問題につきまして、訟務組織が訴訟対応で得た経験やノウハウを活用し、助言や協力を行います。この制度の利用により、紛争の早期解決や未然防止が図られたり、実際に訴訟に至った場合でも適切かつ迅速な対応が可能となります。

次のスライド、8枚目には取組の全体像を記載してございます。三つの柱につきましては、順に御説明を申し上げます。

スライドの10枚目を御覧ください。一つ目の柱であります裁判の迅速化につきまして、現在、民事裁判手続の迅速化、効率化を目的とした民事訴訟のデジタル化が段階的に進められているところですが、このデジタル化に適切に対応していくことが裁判の迅速化の実現に最も有効であると考え、新たな業務システムを整備し、訴訟記録の電子化を進めるなど環境整備を行っております。

次のスライドを御覧ください。現在、民事訴訟手続のうち弁論準備手続や口頭弁論につきまして、裁判所が相当と認めたときにウェブ会議で参加することができます。ウェブ会議を利用することで移動に要する時間がなくなり、また日程調整がしやすくなりますし、職員の負担も軽減されますので、訟務組織では、裁判所からウェブ会議の打診があった場合には、特段の支障がない限り応じることとしております。さらに、今後、訴状や準備書面のオンライン提出が可能となれば、データ管理が進み、検索性も向上することで、訟務事務の一層の効率化につながるのではないかと考えております。

12枚目には、民事裁判手続のデジタル化への対応状況として、ウェブ会議の実施件数などを記載してございます。ウェブ会議件数は順調に伸びておりまして、その効果もありましてか、訟務組織における紛争事件の処理件数は近年増加しております。他方で、複雑困難で国の重要施策に関わる社会的、政治的に影響の大きな集団訴訟、いわゆる重要大型事件の係属件数も増加傾向にございまして、これがデジタル化による効率化の効果を薄めている可能性がございまして。

次のスライドに、本訴事件の新受付件数をお示ししています。近年、訟務組織が1年間に受け付ける訴訟の数は約4,000件前後で推移しておりまして、ほぼ横ばいとなっております。

続いて、14枚目では、本訴事件の第一審の平均審理日数の数値をグラフ化しております。オレンジ色の折れ線のとおり、令和4年度までは長期化傾向にありましたが、令和5年度には改善をしております。この比較の対象としまして、地方裁判所が扱う民事事件第一審全体の平均審理日数をグレーの線でお示しをしております。比べますと、民事訴訟全体よりも訟務組織が実施する民事訴訟の審理期間の方が長いことが分かります。ただ、国が当事者となる訴訟の複雑、困難さを考えましたら、民事訴訟全体の平均審理期間よりも長くなるのはやむを得ない部分がございますので、大きく乖離しないようにすることが重要と考えているところです。

15枚目のグラフは、本訴事件第一審の審理期間の分布を表したものです。これを見ますと、事件の7割から8割が2年以内の審理期間となっておりますが、審理期間が5年を超える事件も一定数見られるところです。特に審理期間が長期化する傾向にある訴訟としましては、原発の設置変更許可の取消しを求める訴訟や基地関係訴訟、水俣病などの公害訴訟などが挙げられます。多くの科学的、医学的な調査や資料が必要な訴訟や、判断が確立しておらず各

裁判所で判断が異なるような訴訟の場合、審理期間がかかってしまうという事情がございます。訟務局としましては、全ての訴訟を2年以内に終わらせるということではなくて、審理が十分に尽くされるよう、一方当事者として適時適切な訴訟対応を行うことが重要と考えております。

続きまして、スライドの17枚目に飛んでいただきまして、二つ目の柱であります予防司法支援の充実についてです。先ほど制度の概要を御説明いたしましたが、予防司法支援制度は行政機関から照会を受け、法的問題について助言、協力を行うことで、紛争の未然防止や早期解決を図ることを目的とするものです。まずは行政機関に利用してもらうための周知広報活動を行うほか、予防司法機能の強化に向けて、担当者の能力向上のほか、各省庁の法務部門との情報共有や連携の強化などに取り組んでおります。

次のスライド、18枚目を御覧ください。取組の状況を三つの指標によりお示ししております。まず利用状況ですが、グラフにあるとおり、予防司法支援の受理件数は近年3,000件前後で推移しており、行政機関に対するこれまでの周知活動により、利用は定着していると考えているところです。担当職員の能力向上のための研修を開催したり、予防司法支援に関する講義を行ったり、また、訟務局が法務局に出向き指導、助言を行う事務調査なども近年、対象を拡大して実施しております。このほか関係省庁の連携強化にも取り組んでおりまして、会議やワークショップなども開催しております。

次のスライド、19枚目では、予防司法支援のアウトカムとして、まず照会の際に行政機関が希望した回答期限に対して、実際にどれぐらいの期間で回答したかをお示ししております。グラフのとおり、ほぼ希望どおりの日数で回答しております。

20枚目以降になりますと、予防司法支援を利用した行政機関のアンケート結果をお示しております。回答までの期間、回答内容、担当者の対応、いずれについても高い満足度を得ておりますし、また利用したいとか、他の部署にも勧めたいとの回答がほとんどを占めております。

1枚飛んで、スライドの22枚目でございますが、アンケートの自由意見を肯定的意見と改善要望に分けて記載しております。全体的に満足度が高い一方で、各段階で要望も寄せられております。こちらは、また後ほど御紹介いたします。

次のスライド、23枚目では、参考として、利用行政機関に予防司法支援をどうやって知ったのか、認知経路についてのアンケート結果をお示ししております。訟務による広報活動、法務省ホームページとの回答も一定数ございますが、職場の関係者や自庁の予防司法の窓口担当、訴訟担当からの紹介との回答が多くあり、これは利用行政機関の満足度の高さが新たな利用につながっているものと考えているところでございます。

24枚目でございます。予防司法支援を利用した際の流れ図とともに、アンケート結果や行政機関から寄せられた声などを記載しております。まず、何らかの法律問題を抱えた行政機関の担当者は、予防司法支援により、②のとおり訟務に相談をします。制度を利用できる場面が整理されていると、もっと利用しやすいとの声がございましたが、基本的には最初の段階では幅広く相談を受けておりまして、迷ったらまずは問合せをしてほしいという案内もしております。続いて、③のとおり、相談内容について訟務から助言や協力を行い、行政機関の担当者はそれを踏まえて法律問題に対して各種対応を行うという流れでございます。結果、訴訟になるのを回避できたという場合もございまして、債権管理などの場合には適切に

訴訟手続を進められたとの声も寄せられております。

予防司法支援につきましての説明は以上といたしまして、次のスライド、27枚目でございます。三つ目の柱でございます訴訟追行能力の向上について御説明いたします。訴訟対応を適正・迅速に行うためには、個々の職員の能力向上に加えて、訟務組織全体として訴訟追行能力を高めていく必要があります。そこで、職員に対して各種の研修を行うとともに、会同や打合せを通じて統一的な事務処理を確保することとしております。

28枚目のスライドでは、訴訟追行能力の向上に向けた取組としまして、開催した研修や会同の日数と参加者数、訟務局が法務局に出向いて行う訟務事務調査の実施回数などを記載しております。参加者の経験、習熟度に応じて多様な研修、会同を実施しており、テーマやカリキュラムなどは必要に応じて変えておりますが、全体の規模は例年大きく変わらない状況となっております。

29枚目のスライドに、アウトカムとして研修の受講者アンケート結果を記載しております。訟務事務を担当する職員には法曹資格者とそれ以外の事務官がおりますが、ここで一例として取り上げた訟務担当官研修は、事務官、中でも訟務事務経験の浅い職員を対象に5日間の日程でウェブ会議方式により開催したものです。民事訴訟法や行政事件手続法など基本的な法的知識を身につけるための座学につきましては、eラーニング用コンテンツにより事前学習をした上で研修に参加してもらい、研修では、具体的な事例を設定し、グループで論点を抽出し検討、主張書面にまとめるといった実践的な内容が中心となります。アンケートでは、受講者のほとんどが有意義な研修だったと回答しておりますが、他方で期間や開催方式につきましては見直しを望む声も寄せられております。

30枚目のスライドでは、会同の一例としまして、B型肝炎訴訟の担当者説明会を取り上げております。この説明会は、B型肝炎訴訟の事件処理を担当する法曹有識者と事務官を対象に、ウェブ会議方式により1日間で開催したものです。肝炎対策を所掌する厚生労働省の協力を得て、医学的観点からの講演や、担当者との意見交換を実施するなどしました。アンケートでは、各カリキュラムにつき参加者の多くが有意義だったと回答しており、開催方式についても、ウェブ会議方式は適当であるとの回答がほとんどでした。ただ、この評価書には記載しておりませんが、内容の難易度につきましては参加者から、難しかった、物足りない内容だったと正反対の意見があり、全国の法務局で扱う訴訟の数に地域差がある中で、担当者の習熟度をそろえてそれに応じた内容とすることの難しさも感じております。

最後に、スライド32枚目を御覧ください。三つの柱の今後の方向性についてまとめております。まず、裁判の迅速化については、デジタル化への対応により審理期間短縮の兆しが見えてきたところですが、可能な限り民事裁判全体の平均に近づけられるよう、来年の5月までに民事裁判の全工程がデジタル化されることも踏まえて、訟務事務のデジタル化、効率化を更に進めていく必要があると考えております。予防司法支援につきましては、アンケートの結果も踏まえて、利用する行政機関の問題意識やニーズ等の正確な把握に努め、よりの確な支援を目指していきたくと考えております。訴訟追行能力の向上につきましては、研修や会同が実施目的に照らしてより効果的なものとなりますよう、参加者のアンケート結果等を参考にしながら不断に企画の見直し、改善を図ってまいりたいと考えております。

最後に、訟務局としましては、職員の能力向上により、適正な訴訟追行と質の高い予防司法支援が可能となり、それと併せて事務をデジタル化することで迅速な訴訟対応につなげる

ことができると考えておりました、争訟の適正・迅速な処理の実現に向け、三つの柱全てを着実に進展させていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小川座長 ありがとうございます。

では、質疑に入ります。

朝日委員のほうがちよっと早めに帰られるということで、もし御意見があれば先に伺いたいんですが、ございますでしょうか。

○朝日委員 すみません、御説明ありがとうございます。ちょっと分からなかったところもあるんですが、迅速化のところなんです、これは政策の目的としては、デジタル化を踏まえて、そういったデジタル化による効率性を追求するということかと思うんですが、一方その評価としては、改善はしているものの民間の審理に比べて長いだとか、あるいは早いだけではない質の部分ということについての言及があったかと思うんですね。2年というものを一律に目指すわけではないということですね。そのところで、要は早さをデジタルで手続をしていくことが質との関連で障害になるということがあるのかということがちよっと分からなくて。手続は手続としてデジタルを目指せば、より民間の審理に近づいていくという、そういう理解でよろしいのでしょうかというのが1点目です。

もう一つは2番目の予防の制度なんです、これは一応、安定した利用者がありということなんです、アンケートの中では職場関係者からの紹介というところが一番大きかったかと思うんですね、23ページの下の88という。やはりこれは、中身に関しての情報というんですかね、効果だったり、利用することの効果の質的な情報というのが入口ではなかなか伝わりづらいところがあるかと思うんですね。そういう理解でこの読み取り方はいいのかということですね。というのは、今後どうやっていくかといったときに、今の窓口を広げていくような支援の在り方というのに加えて、中身に対する情報のハードルというか、非対称性というか、そういうのをより強化すべきなのかということを感じました。以上2点について思ったところです。

○小川座長 ありがとうございます。説明者のほうで、いかがでしょうか。

○浅海官房参事官 今、朝日委員から貴重な御指摘いただきまして、誠にありがとうございます。1点目の迅速化の点について、私のほうから御回答させていただきます。

委員からは、質の部分もあるけれども、デジタル化の進展によってできる限り一般の民事訴訟の審理期間に近づけるのかという御質問であったかと思うんですけれども、まさにおっしゃるとおり、普通の事件に関して言えば、デジタル化の進展によって事務の効率化を図って、審理期間を短縮させるという方向で進めております。ただ、質の観点で言いますと、先ほどの原子力発電所の設置許可が問題となるような科学的あるいは医学的に非常に難しいような事件等もございますので、このような事件に関して言うと、そもそも医学的な専門家の意見を聞かなければいけないとか、あるいは事実をしっかりと調査をして、その上でしっかりと主張を組み立てなければいけないと、デジタル化が進展しようがしまいが、必要な期間をじっくりとかけて、すかさずの書面ではなく中身のある充実した書面を作ると、ここに関しては必要な時間を削るということはあまり想定されておりませんので、それ以外の事務的などところ等で削減を図っていくという方向で考えているところでございます。

○渡邊官房参事官 官房参事官の渡邊と申します。貴重な御意見ありがとうございます。

御指摘いただきました予防事件の関係の点についてですけれども、アンケートの中でも、こんなことを聞いていいのかと不安だったけれども、聞いてみたら教えてもらってよかったというような御意見もいただいているところがございます。そういう意味では、日頃から我々の方としても、そんなに構えずに、こんなことを聞いてもいいのかなと思うようなことでも、まずは気軽に御相談してくださいという周知は、これまでもいたしてまいっているところではあるのですが、引き続き、そういった活動を充実させていきたいというところです。また、今回御紹介させていただいているアンケートの中で、どういうきっかけで予防司法支援制度を知りましたかという項目がありますけれども、例えば、これまで知っていたけれども使ってこなかったという方がいるのであれば、どうしてこれまで使うという判断に至らなかったのかというような項目を設けてみて、知っていたけれども使うに至らなかった理由なども把握することができれば、今後我々としてどういった方向での周知を図っていくのかとか、予防支援制度を実施していく上でどういったところをもう少し改善していけばいいのかというところにつながるのかなというふうに考えておるところでございます。

○朝日委員 ありがとうございます。分かりました。

○小川座長 ほかに御意見、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

横田委員、お願いします。

○横田委員 ありがとうございます。全般的に現状の把握がしっかりとアンケート等々でできているので、非常に分かりやすく、対策も的確に練られているというふうに感じました。

まず、裁判の件は、適正な目標とは何ぞやというのをどう設定するのか、国際比較なのか、これまでの他の民事裁判との比較なのか、ある程度着地点を持っておいた中で、実際に取組の進捗としていいのか。着地点をどう置くのかがポイントかなというふうに思っています。そこを共通認識を持てているのかというのが気になりました。

予防司法支援制度について、他省の方々から頼られている制度だと感じました。より活用していただきたいというふうに感じたんですけれども、キャパシティが気になります。さほど問題なく、より今後も受け入れていきたいという方針なのかによって対策が変わってくるのではないかとこのように思います。また、利用した方から、この事業がなかったら、結果どうなっていた可能性があるのかというところのアンケートも取っていると、その有効性を活用し、より他部署も使いたいという思いも増してくるでしょうから、その点もぜひ開示をすると、キャパシティがあるのであれば利用促進もできるのではないかとこのように思いました。また、より活用していただくことが重要だというのであれば、テクノロジーをどう使えるか、使用可能性についてもぜひお考えがあればお聞かせください。

以上です。

○小川座長 お願いします。

○浅海官房参事官 貴重な御指摘、どうもありがとうございました。1点目の裁判の適正の関係の着地点というところなんですけれども、基本的には裁判の迅速化に関する法律というのが、第一審の訴訟手続について2年以内のできる限り短い期間内に終局させることを目指すということになっていることから、一応2年というのが一つの目標とはなります。ただ、先ほども比較のグラフで御説明差し上げたとおり、民事第一審の平均的な審理期間というのが一方で裁判所であって、これは争いがなく第1回の期日で終わってしまうとか、あるいは被告が欠席するといった一般の民間同士の裁判も含めての平均でございます。ところが被

告が国の場合はおよそ欠席することがあり得ないということや、先ほど申し上げたような原発関係の訴訟、医学的な訴訟、あるいは基地訴訟などの原告が千人単位でいらっしゃるような事件等、性格上、必然的に長くなってしまいうようなものもございますので、一般の事件よりはどうしても長くならざるを得ないという側面がございます。ですので、可能な限り頑張っていくけれども、一般的な審理期間を下回るといのはなかなか厳しい状況であろうという前提で、乖離をできる限り小さくしていくという方向を、着地点としては考えているところでございます。

○渡邊官房参事官 続いて、予防司法支援制度の関係でございますけれども、先ほどの説明の中にもございましたけれども、ここ最近では年間、全国で3,000件前後で推移しているということでございます。これが客観的に見て本当に相談されるべきもの全てが相談されていてこの件数なのかと言われれば、恐らくほかにも相談していただいてもよいのではないのかという事案もあつただろうと思います。そういう意味では、もっともっと活用していただきたいという気持ちは持っておりますが、キャパシティー的にかどうかというところで、国の行政機関になりますと、事件が増える前に先にキャパシティーを増やすということはなかなか難しい状況もございます。順番的にどうしても、件数が増えてそれから人員等の補充がされるということになりがちではございますので、なかなか難しいところはあるのですが、やはり我々としては、御相談いただいたものには全力で取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に、テクノロジーの利用につきましては、過去のいろいろ照会を受けた事件等についてデータベースシステムを作って、そこで全国の法務局職員などが、どういった事例でどういった回答を過去にしているのかといったことを検索できるようにしております、昨年、そういったシステムが稼働を開始しておるところでございます。

○小川座長 ありがとうございます。

ほかに質問、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

井上委員、お願いします。

○井上委員 御説明いただきありがとうございます。刑事局に引き続き訟務局さんについても、EBPMとPDCAサイクルが意識されているかという観点でお聞きさせていただきましたけれども、こちらも十分意識されていると感じましたので、大卒のところはいい方向に向かっているのではないかと思います。

2点ほど質問なんですけれども、23ページのところにアンケート結果が出ています。これは本日の説明資料でも問題点とか課題として書かれているんですけども、右下のアフターフォローのところですね、これをその先の対応まで踏み込んで実施していただけるとありがたいと思います。そういった要望が出てきたということは、こちらにとっても対応することによって好循環になりますので、ぜひこのフォローアップというのを期待したいところなんです。今日はあまり具体的なお聞きできなかったもので、もしこういうふうに改善していきたいというのがありましたら、このフォローアップもしくはアフターフォローについて聞かせていただけるとありがたいというのが1点目です。

2点目なんですけれども、PRの件に関してです。すごく大々的にやられていると思ったのは、19ページの一番右側に、「関係府省庁との連携」というところで「関係府省庁連絡会議」というのを開かれていることです。これに関してはホームページの資料も拝見しまし

たけれども、内閣府が旗を振って、各省庁の課長クラス、そういった方々を集めてPRをしていただいているということであると理解しています。しかしながら、このような取組をやっても各省の中で下に伝わっていきづらいのではないかとという課題が24ページのところの結果に出ている感じがしました。予防司法支援を知ったルートで一番多いのが「職場関係者から」ということですが、もちろん、「関係府省庁連絡会議」のルートでこういった情報が流れているのかもしれませんが、本来は2番目の「訟務局等の予防支援担当者による周知活動」が前面に出てくるのが普通なのではないかと思います。もちろん、最終的にはこういった周知活動が根付いて、周りの人から自然に話が出てくるというのが、最終ゴールではあると思いますが。現状はまだその最終ゴールとしての「職場関係者からの紹介」が一番多いという状態ではないのではないかと思います。したがって、「関係府省庁連絡会議」というのを開催した後が大切だと思います。既に枠組みとしては、各省庁で予防司法支援を使いなさいというルールができていると思うので、今度は各省の中でどのようにそれを広めていくかということがPRの大事なところではないかと思います。もしそのあたりで何か御検討されているところがあれば教えていただければと思います、御質問させていただきます。

以上です。

○小川座長 回答をよろしくお願いします。

○渡邊官房参事官 貴重な御意見ありがとうございます。1点目の点についてですが、こちらでも基本的には、何か今後また困り事があればお気軽に御相談くださいと、終わったときにお声がけはしております、そういった形でお声がけして、また追加で御相談いただける場合もありますし、そのまま特に2回目の相談等はないというケースもございます。そういう意味ではアフターフォローについて、どちらかという待ちというか、向こうから来たらまたお答えしますというところがこれまでの姿勢だったのかなというところはございます。ちょっと今後の検討とはなりますが、例えば今、アンケートなども比較的、回答が終わったすぐの時点で送っていますが、例えば、もう少し時間が経ってから2回目、その後何か困ったことないですかというようなアンケートを送ってみたりとかそういった形で、向こうから照会が来るのを待つだけではなく、こちらから何か働きかけてそういった困り事を汲み上げる、そういった取組というのを検討しているところでございます。

2点目の連絡会議の関係につきましては、こちらは親会議と子会議という2段構えになっておまして、親会議では官房長クラスの皆さんに御出席いただいて、子会議のほうでは課長クラスの方に御出席いただいて、年に1回程度開催しているところでございます。今御指摘がございましたとおり、各省庁の中でこういった形でこの情報の共有を図っていただいているのかというのは、なかなか私どもからも見えないところではありまして、まだまだ周知活動していく余地というのは十分あるかとは思っておりますので、今後そういった形で効果的な働きかけができるのかというところは引き続き、検討してまいりたいと思っております。

○小川座長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

石谷委員、お願いします。

○石谷委員 私も23ページのところなんですけれども、私のほうでも理解がまだはっきりあれなんですけれども、要するに、上から四つ目までというのはざっくり言って、ある程度せ

っぱ詰まった皆さんというか、必要だからというところかなと思うんですね。その他は取りあえず置いておいたとしても、ここで記載されている法務省のホームページというのは実際にどういう内容のものなのか、もしくは、例えば検索みたいなものでそのページを見てなのかとか、簡単に言うと母数の拡大をある程度考えると、ある程度広く浅く、要するにこういう制度があるんだよということを知ってもらうためには、このページの充実というのは一つ方法としてはあるので、現状はどういう感じで、何となく機能しているという感じなのか、いわゆる問合せ的な窓口があるという形なのか、すみません、教えていただけないでしょうか。

○佐藤補佐官 御指摘いただきましてありがとうございます。現状、ホームページにつきましては一般の広報的な観点から、訟務局のページの中の一つの要素として、予防司法支援制度というものがございまして紹介する内容となっております。こちらを各省庁の方が見られるといった場合には、恐らく御指摘があったように上から四つ目までのような喫緊の課題というよりは、ちょっと相談してみたいんだけど何かよすががないかなという動機で検索した中で法務省のページに当たり、このような制度があるのであれば利用してみようかなといったような、施策的にそれほどせっぱ詰まっていないというか、長期的な視野で法的問題を整理したいといったようなニーズから、御利用いただいているところがあるかと思えます。

そのような形で検索して見つけていただくというような端緒もあるということを見ると、やはりホームページの内容の充実であるとか、こういうものがあつたらより利用したいというような内容にしていくということについては検討の余地がありますし、今必ずしもそういう対応になっているものではありませんので、今後、関係部署と相談しながら内容の充実、また強化に努めていきたいというふうに今、御指摘を受けて思った次第でございます。

○小川座長 ほかに御意見、御質問はありますでしょうか。

最後にちょっと座長の私のほうから。常に被告である国というか訟務局が迅速な裁判ということ掲げていること自体が、僕は非常にすばらしいことだと思っていますので、それはやはり原告にとって時間の負担だけでも、迅速な裁判を受ける権利ということもあるので、ずっと掲げ続けていってほしいなというふうに思っています。その中で、この間、法務局にお邪魔したときに、幾つか島に分かれて、訴訟の類型ごとに分かれて効率的に仕事をやっているところを見て、非常に感銘を受けたんですけども、その訴訟類型ごとに、できたら何日以内みたいな、そういうふうな分かれ方というのはしているんですかね。全体で幾つという、長いものもあるしとかというんですけども、典型的に短いものなんかもあるのかなと思ってお聞きしている次第なんですけど、いかがでしょうか。

○長尾訟務広報官 御指摘どうもありがとうございます。また、先日の御視察、本当にどうもありがとうございました。訟務は、民事訟務部門と行政訟務部門、租税訟務部門という三つの部に大きく分かれておまして、それぞれ民事訴訟、行政訴訟、租税訴訟等を担当してやっているんですけども、更に細かく訴訟類型ごとの迅速化目標のようなものは設定していないものと承知しております。御指摘のとおり訴訟の類型ごとに、ある程度審理期間が長くなったり短くなったりする傾向はありますけれども、現状、そのような類型ごとの把握や迅速化目標は立てていないものと思います。

○小川座長 ほかに御意見、御質問はありますか。

それでは、そろそろお時間も来たようですので、質疑は以上とさせていただきます。訟務

局におかれましては、本日委員から出された意見も参考に評価書や予算要求の内容についても検討するなど、改善につなげるようお願いいたします。

本日の議事は以上です。

本日の会議でのやり取りを踏まえ、政策立案・情報管理室長のほうから発言をお願いします。

○佐藤政策立案・情報管理室長 政策立案・情報管理室長、佐藤でございます。本来であれば審議官の上原が御挨拶を申し上げるところでございますが、公務でちょっと今不在でございますので私からの挨拶というふうにさせていただきます。

委員の皆様におかれましては御多忙のところ、本会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日、皆様から大変貴重な御意見や御示唆をいただいたと思っております。刑事局や訟務局にとっても大変有意義な時間であったというふうに思っております。私は官房という立場から、法務省全体の政策評価を推進する立場でございますけれども、私も本日、皆様方の御意見などをお聞きして、個人的にも新たな視点といいますか、こういう視点があったんだとか、新たな気づきを得られたように感じております。

皆様から本日いただきました貴重な御意見を参考にさせていただきながら、今後、EBPMアドバイザーとも協力し、効果的な政策評価に向けた取組を推進していければというふうに考えております。

最後ですけれども、法務行政につきまして引き続き皆様方の御理解と御支援をお願いいたします。私の最後の挨拶とさせていただきます。

○小川座長 ありがとうございます。

最後に、今後の予定等について事務局からお願いいたします。

○事務局 事務局から今後の予定等について御連絡いたします。

本日の会議でのやり取りにつきましては、議事録を作成の上、後日法務省ホームページで公開予定です。議事録の案が整い次第、本日御発言をいただいた皆様方に対し内容の確認依頼をさせていただきますので、よろしくようお願いいたします。

また、本日御意見や御質問を頂戴した政策評価書（案）につきましては、本年9月頃に予定している法務省事後評価実施結果報告書の公表に向け、今後の方向性の項目を中心に最終調整に入ります。それに加えまして、法務省事前評価実施結果報告書についても委員の皆様方の審査をいただくため、本年7月下旬から8月上旬にかけて、第77回となる法務省政策評価有識者会議を持ち回りにて開催させていただく予定でございます。その後の予定も含めまして、詳細につきましては両報告書の準備が済み次第、委員の皆様方へ事務局から御連絡させていただきます。委員の皆様方におかれましては引き続き御指導のほど、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○小川座長 それでは、お時間となりましたので、本日はこれで閉会とさせていただきます。

皆様、本日は誠にありがとうございました。お疲れ様でした。

—了—